

太陽光余剰電力買取 約款
(供給セット版)

新電力おおいた株式会社

まちづくりたけた株式会社

令和6年4月1日実施

1. 本約款について

この約款は、当社が電力供給するとともに、当社が太陽光を利用した FIT 卒業電源（第 2 条第 4 項に定義されます。）の発電余剰電力を買い取るときの料金、適用条件、手続き等を定めるものです。

2. 用語の定義

- (1) FIT 法とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含む。）をいいます。
- (2) FIT 電源とは、FIT 法第 5 条に定める認定発電設備をいいます。
- (3) FIT 電源契約とは、FIT 法第 5 条に定める特定契約をいいます。
- (4) FIT 卒業電源とは、FIT 電源契約の実績がある電源で、FIT 電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいいます。
- (5) 発電余剰電力とは、FIT 卒業電源からの発電電力のうち、お客さまが消費する電力を上回った電力をいいます。
- (6) 買電量とは、当社がお客さまから買取りを行った発電余剰電力量をいいます。
- (7) 発電量調整供給契約とは、託送供給等約款に定める発電量調整供給を行うにあたり、一般送配電事業者と当社との間で締結する契約をいいます。
- (8) 発電側課金制度とは、託送料金の一部（託送供給等約款に定める発電者にかかる料金（系統連系受電サービス料金）を含みます。）を系統利用者の発電者であるお客さまにご負担いただく制度をいいます。
- (9) 系統連系受電サービス料金とは、発電者側課金制度により、発電者であるお客さまが負担する費用をいいます。
- (10) 系統連系受電契約とは、一般送配電事業者が系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金（以下、「系統連系受電サービス料金等」といいます。）の支払いを発電者であるお客さまに請求するにあたり、託送約款等にもとづき、当社が一般送配電事業者を代理して発電者との間で締結する契約をいいます。
- (11) 非化石価値等とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値およびそのほかの非化石電源に由来する電気の持つ環境価値をいいます。
- (12) その他の用語については、原則として、本約款において特に定義されている場合を除き、FIT 法または当社の電気供給約款（低圧版）における用語と同一の意味で用いるものとします。

3. 適用条件

- (1) 本約款の適用に際しては、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (ア) お客さまが本約款、重要事項説明、その他の説明事項等を承諾の上で、太陽光余剰電力買取契約(以下、「買取契約」といいます。)に申込みいただくこと。
 - (イ) 受電地点が一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社の供給区域内(離島を除きます。)であること。
 - (ウ) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等(以下、総称して「託送約款等」といいます。)における発電者に関する事項を遵守することにご承諾いただくこと。
 - (エ) 原則として、買取契約の発電場所と同一の需要場所において、当社と低圧の電気需給契約を締結している、またはお申込みいただいていること(買取契約と同時に低圧の電気需給契約をお申込みもいただく場合も含みます。)
 - (オ) FIT 卒業電源の発電方式または発電設備容量等が、FIT 法による設備認定時から変更されていないか、変更があるときには FIT 法等の法令に基づく適切な手続きが完了していること。
 - (カ) FIT 卒業電源からの発電余剰電力量のみが、一般送配電事業者が設置する電力量計で計量できること。
 - (キ) 上記の他、当社が適当ではないと判断する状況が認められないこと。
- (2) 適用条件を満たさない場合、当社は買取契約の承諾をいたしません。
- (3) 契約後に適用条件を満たさなくなった場合には、当社は、12に定める契約の解除及び7に定める買電額のお支払いを留保する等の必要な措置を取ることができるものとします。

4. 申込み

- (1) 買取契約をご希望されるお客さまは、次の事項を明らかにして、当社所定の様式等により、当社に申込みいただきます。
- (ア) 発電場所(受電地点特定番号を含みます。)
 - (イ) 発電者名義
 - (ウ) 発電設備等の概要(受電電力、受電電気方式、受電電圧、計量電圧、太陽光パネル定格容量等)
 - (エ) 現買取事業者に係る情報(スイッチングの場合に限ります。)
 - (オ) 買取開始希望日
 - (カ) 買電額の振込先口座(原則として、(イ)の名義と同一であることを要します。)
 - (キ) 設備認定の ID 情報
 - (ク) その他必要な事項
- (2) 当社は、(1)の事項に不足がなく、かつ、お客さまが3に定める条件をすべて満たしていると当社が判断した場合に、(1)の申込みを承諾します。
- (3) 当社は、申込み承諾後に、買電者変更等の契約手続きを実施いたします。
- (4) (1)~(3)に関わらず、政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況により、

当社の判断によって、申込みの受付または契約手続きを停止することがあります。

5. 契約成立と契約期間

- (1) 買取契約は、4(2)に定める当社が承諾した日をもって成立します。
- (2) 買取契約の買取開始日は、原則として、買取開始希望日以降最初に到来する FIT 卒業電源の設置場所に設定された検針日(計量日)(FIT 買取満了と同時に買取りを希望される場合には、当該 FIT 買取満了日の翌日)といたします。
- (3) 買取契約の契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始の日以降1年後の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって需給契約の終了日または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

6. 買電量の計量

- (1) 買電量は一般送配電事業者が行う検針により確定するものとし、その値は当社が一般送配電事業者から入手するものとします。
- (2) 買電量の単位は 1 キロワット時(kWh)とし、その端数は四捨五入します。

7. 買電額の算定

- (1) 買電額は、買電量に買電単価を乗じて算定するものとします。
買電単価(消費税等相当額を含む):
SUN 給プラン: 10 円/kWh
買取オプション: 9 円/kWh
- (2) 買電額の単位は 1 円とし、その端数は切り上げます。
- (3) (1)の単価には非化石価値等を含むものとし、その価値は当社に帰属するものとします。
- (4) 買電額の算定期間は、原則として、託送約款等に定める、計量期間(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間)、検針期間(前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間)または検針期間等(前月の検針日から当月の計量日の前日までの期間)とします。
- (5) 当社の責でない理由により、一般送配電事業者から関係する算定期間における検針値の提供がなされない場合、買電額は 0 円として取り扱うことがあります。

8. 買電額のお受け取り

- (1) 原則として、当社の電気供給サービスの同一月の電気料金から差し引いて精算いたします。
なお、買取金額が支払金額を超過した場合は、翌月以降に繰り越します。
繰り越された余剰金は 10 月末と 4 月末に支払うものとします。

9. 発電設備等

- (1) 発電設備等の維持管理はお客様の責任において行っていただきます。

- (2) お客さまは、託送約款等の定めにより、必要な場合には一般送配電事業者の立入りを承諾していただきます。
- (3) お客さまは、発電設備の発電方式、発電設備容量等に変更があった場合には、遅滞なく当社に連絡して、必要な手続きを行うこととします。

10. 契約内容等の変更

発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合、買電額の振込先口座等のお客さまの情報に変更がある場合等は、お客さまは速やかに当社に連絡するものとします。

11. 買取りの停止

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は買取りを一時的に停止することがあります。
 - (ア) ご使用いただいている電気の供給が停止または制限された場合
 - (イ) お客さまが託送約款等で定められる事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合
- (2) 買取りの停止にあたり、当社は適当な処置を実施することができます。

12. 契約の終了

- (1) 発電設備の撤去その他の理由によって、お客さまが買取契約を終了しようとする場合は、その終了期日の5営業日前までに終了期日を定めて当社に連絡していただきます。なお、ここでいう「営業日」とは、託送約款等により定められる営業日をいいます。
- (2) 買取契約を終了し、新たに他事業者に対して余剰電力の買取りを申し込む場合は、お客さまがその事業者に対してその申し込みを行うこととします。当社は 当該事業者からの廃止取次に基づいて、買取契約を終了するものとします。この場合、買取契約は、新たな事業者が余剰電力の買取りを開始する日に終了するものといたします。

13. 契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は買取契約を解除し、買取契約を終了させることがあります。
 - (ア) お客さまが本約款に違反、または当社に虚偽の申込みを行った場合
 - (イ) お客さまが当社と契約されている電気需給契約等の契約に関して、当社がお客さまの債務不履行を理由としてそれらの契約を解除した場合
 - (ウ) 上記の他、当社が不適切と判断する行為をお客さまが行った場合
 - (エ) 政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等に重要な変化が生じ、やむを得ず、買取契約を解除させていただくと当社が判断した場合
- (2) 契約の解除は、(1)(ア)～(ウ)については当該事項が判明した時点で速やかに行います。(エ)については、書面で3か月前までに通知いたします。

14. 手続きへの協力

お客さまは、11～13に係る手続きが必要な場合、その書面作成等の手続きに協力していただきます。万が一、必要なお協力をいただけない場合、当社はお客さまの同意なく、一般送配電事業者等との手続きを実施することができるものとします。

15. 契約終了の買電額の精算

- (1) 当社は買取契約の契約終了日までの買電額を、8(1)に定める方法で精算いたします。
- (2) お客さまが、13(1)(ア)～(ウ)に定める理由に該当して契約が終了した場合、その理由が発生した日以降の買電単価を0円/kWhとして取り扱うことがあります。

16. 工事費等の負担

当社が、一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、電力受給に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、当社は、請求を受けた金額相当額をお客さまにご負担いただきます。

17. 譲渡等

お客さまは、買取契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。

18. 系統連系受電契約の成立および変更

- (1) 当社は、一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で系統連系受電契約を締結いたします。系統連系受電契約の締結によりお客さまが支払義務を負う系統連系受電サービス料金等については、その都度お客さまから当社にお支払いいただきます。
- (2) お客さまが新たに系統連系受電契約の締結を希望される場合、または当該契約の内容に変更が生じる場合、お客さまは、当該契約の締結または変更について、当社にお申し出いただきます。
- (3) 当社は、一般送配電事業者に対し、前項でお客さまからお申し出いただいた内容にもとづく発電量調整供給契約の新規のお申込みおよび変更のお申し込みを行います。

19. 系統連系受電サービス料金等の代理回収及び支払い

- (1) 当社は、系統連系受電契約にもとづき、系統連系受電サービス料金等をお客さまより受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までに、お客さまに代わり一般送配電事業者へ引渡す業務を受託いたします。また、当該業務は、次項各号に記載する発電者が直接一般送配電事業者へ支払う事項に該当した場合を除き、発電者から無償で受託いたします。なお、当該系統連系受電サービス料金については、お客さまに支払う毎月の買電額と相殺してお支払いいただき、当社は買電額に系統連系受電サービス料金と同額を上乗せして支払うことといたします。
- (2) 前項にかかわらず、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じた振り込み

等の方法により、一般送配電事業者に対して直接お支払いいただきます。

- (ア) お客さまが料金を支払期日までに当社に支払われない場合
- (イ) お客さまの料金が当社とお客さまとの間の電力受給に関する契約にかかる料金を上回る場合で、当社とお客さまおよび当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされたとき
- (ウ) その他一般送配電事業者が必要と認めた場合

20. 系統連系受電契約の解約

- (1) お客さまが、期日までに系統連系受電サービス料金等をお支払いされなかった場合は、系統連系受電契約の解約とともに系統からの解列となる場合があります。
- (2) 一般送配電事業者は、お客さまとの系統連系受電契約を解約する場合、併せて、お客さまの発電場所にかかる発電量調整供給契約を変更いたします。
- (3) お客さまは、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾していただきます。

21. 約款の変更

- (1) 当社は、託送約款等が改定された場合、法令の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等の重要な変化があった場合、本約款を変更することがあります。
- (2) 当社は、消費税率その他の租税公課が改定された場合、本約款を変更することがあります。
- (3) 当社は、本約款を変更する場合、あらかじめ変更後の約款を当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (4) 本約款が変更された場合、契約期間満了前であっても、買取契約の条件は変更後の本約款によります。

22. 当社の免責事項

次のいずれかに該当する場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (1) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力によって損害を受けた場合
- (2) 発電設備等の故障、劣化、誤作動等により買電量が減少した場合
- (3) 本約款の4(4)の定めに基づき、申し込みの受付または契約手続きを停止した場合
- (4) 本約款の11(1)の定めに基づき、買取りを停止した場合
- (5) 本約款の13(1)の定めに基づき、契約を解除した場合
- (6) 一般送配電事業者からの検針値の提供が遅延し買電額の入金が遅延した場合、また当社の責とならない理由で検針値の提供が行われず買電額の算定ができない場合
- (7) 申込時の誤記入、振込先口座の変更等により、買電額の振込ができなかった場合
- (8) お客さまが本約款を遵守しないことにより法的責任や損害が生じた場合

(9) その他、当社の責でない理由により、法的責任や損害が生じた場合

23. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、買取契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。
- (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。
- (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、お客さまが(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。

24. 管轄裁判所

お客さまとの一切の紛争については大分簡易裁判所または大分地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

25. その他雑則

- (1) 本約款に定めのない事項、または本約款によりがたい事項は、その都度お客さまと当社との協議により定めます。